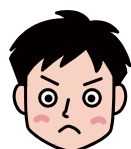


アニメーション制作業界の取引環境の改善に役立つルールを学ぼう

「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」概要版

これってどうなの？

以下のようなケースは、法律上どのような問題があるのでしょうか？



下請法の適用対象となる契約を締結したのですが、書面の交付を断られてしまいました。...

書面の不交付は下請法違反です。また、書面には金額や支払期日等を記載しなければならないので、その記載がない場合も下請法違反になります。



短納期発注だったのですが、通常の納期の場合と同じ金額しか支払ってもらえませんでした。

短納期発注に間に合わせるために下請事業者が発生する費用増を考慮せず、下請代金の額を一方向的に定めることは、下請法違反になるおそれがあります。



成果物を発注者に納品し、内容確認の上で受け取ってもらったのに、プロデューサーの意向により追加作業をさせられました。追加費用はもらえていません。

下請事業者には責任がないのに、親事業者が成果物の受領後に無償でやり直しをさせる場合は、親事業者は下請法違反になるおそれがあります。



制作途中の作品が放送中止となり、契約打ち切りとなりました。これまで制作にかかった経費がちゃんともらえるか不安です。

下請事業者には責任がないのに発注を取り消して代金を支払わないことは、下請法違反になるおそれがあります。



従来、発注代金は委託料に消費税を含む額でもらっていたのですが、消費税率の引上げ後も、消費税率の引上げ前と同額の発注代金しかもらえませんでした。

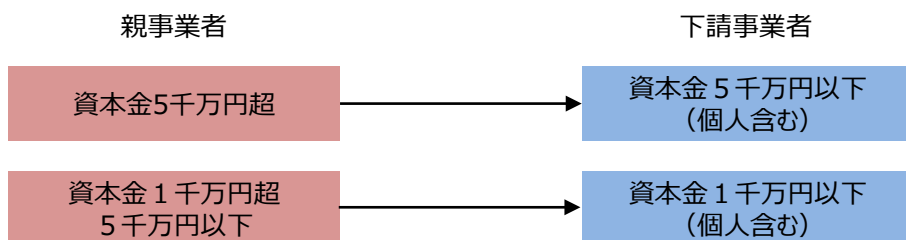
消費税増税後に代金が増税分を上乗せしないことは、原則として、消費税転嫁対策特別措置法違反になります。



※下請法の対象となる取引については、裏面をご覧ください。

下請法ってなに？

下請法では、発注者と受注者の資本金及び取引の内容によって「親事業者」と「下請事業者」を定義しています。アニメーション制作取引（主に情報成果物委託）は、以下の図に該当する場合に下請法の適用があります。



下請法は、下請事業者の利益を保護すること及び取引公正化を目的に制定された法律です。親事業者は、4つの義務と11の禁止行為について同法の規制を受けることになります。

義務

- ①書面の交付義務、②書類の作成・保存義務、
- ③支払期日を定める義務、④遅延利息の支払義務

禁止行為

- ①受領拒否の禁止、②下請代金の支払遅延の禁止、③下請代金の減額の禁止、
- ④返品禁止、⑤買ったたきの禁止、⑥購入・利用強制の禁止、
- ⑦報復措置の禁止、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、
- ⑨割引困難な手形の交付の禁止、⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止、
- ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

【連絡先一覧】困ったときにはどこに連絡すればよい？

下請かけこみ寺

下請かけこみ寺

中小企業が抱える取引上のトラブルや消費税の転嫁など、専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

相談無料
全国48か所
秘密厳守
匿名相談可能

お近くの「下請かけこみ寺」は
「下請かけこみ寺」の詳細や、
メール・webによる相談申込は

0120-418-618

受付時間についてはホームページにてご確認ください。

中小企業下請かけこみ寺

下請法違反に関する申告窓口

(公正取引委員会)

電子窓口：公正取引委員会電子窓口

<http://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/>

(中小企業庁)

申告窓口（下請取引）

<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/menu>

発注書等の書式
例はこちら！

「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>